

仕 様 書

本業務は、徳島県土木工事共通仕様書に準拠完成する
ものとする。

鳴 門 市

業 務 委 託 特 記 仕 様 書

(特記仕様書の摘要)

第1条 本業務の施工にあたっては、以下の最新図書に基づき実施しなければならない。

- (1) 国土交通省 都市地域整備局下水道部「下水道土木工事共通仕様書(案)」
- (2) 徳島県 県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書」
- (3) 徳島県 県土整備部「徳島県土木工事施工管理基準(案)」

- 1 この仕様書と他の共通仕様書との競合する事項については、この仕様書の定めるところによるものとする。
- 2 その他、施工上必要な事項については、本市監督員と十分協議し、その指示に従い請負者の負担にて施工しなければならない。

(法令の遵守)

第2条 請負者は業務の施行において、関係する法律及びその他の関係法令、条令、並びに規則を遵守しなければならない。

(交通誘導員等)

第3条 交通誘導員とは警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう)で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本業務においては計画に応じた延人数3人を見込んでいる。

「交通誘導員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料(契約書の写し、勤務伝票の写し等)とともに監督員に1部提出しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第4条 本業務の建設発生土については、次に掲げる箇所に搬出を予定しているが、搬出を行う土砂が、事前に徳島県生活環境保全条例等に基づく土壌基準に適合していることを確認しなければならない。土壌基準の検査結果を証明する書面は、環境計量士が発行したものに限る。土壌基準に適合していない場合は、監督員と協議することとする。

イ 場所：鳴門市撫養町木津イヤケ谷

- 2 搬出先においては、搬出先の確認できる資料および、施工前、施工中、完了後の状況が分かる写真を撮影し、監督員に提出すること。
- 3 請負者は、本業務において建設発生残土を搬出した場合、建設発生土搬出調書を作成し、提出すること。搬出先を変更する場合および受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議することとする。
- 4 請負者は、建設発生土について発注者から搬出先の変更を指示された場合はこれに従うこととする。

(建設発生土の仮置)

第5条 本業務の建設発生土については、次に掲げる場所に仮置きすることができる。

イ 場所：鳴門市 撫養ポンプ場

(産業廃棄物搬出調書及び、産業廃棄物管理票等の提出)

第6条 請負者は、本業務において産業廃棄物を搬出した場合、産業廃棄物搬出調書を作成し、提出すること。

2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出は、D票の写し若しくはE票の写し（電子マニフェストの場合は受渡確認票）とする。

3 請負者は、産業廃棄物の撤去状況、運搬積込、処理場の状況が分かる写真を撮影し、監督員に提出すること。